

リニア中央新幹線沿線各県の指定幅、類型指定当てはめ方針について

長野県環境部水大気環境課

1. 目的

長野県における類型方針を検討するにあたり、リニア中央新幹線沿線各県の指定幅及び類型指定方針を比較する。

2. 他県の指定状況

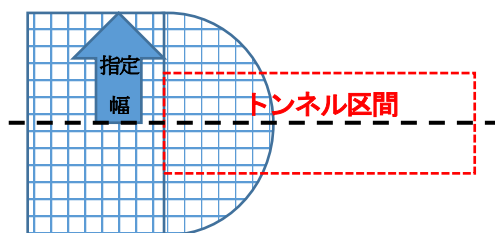
沿線県	地上走行区間	類型指定時期
神奈川県	2箇所 1.3km	H30.11
山梨県	16箇所 27.1km	未定
岐阜県	9箇所 6.5km	H30.4
(参考) 長野県	4箇所 4.4km	R2

3. 類型を当てはめる範囲について

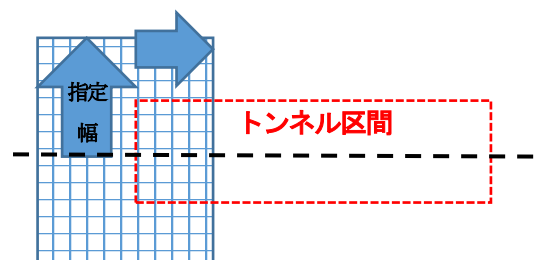
沿線県	指定範囲	
	指定幅	トンネル付近
神奈川県	本線の線路の中心線(軌道中心線から等距離にある線をいう。)から400m以内	トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心に、トンネル中央部方向に半径400mの区域
山梨県	軌道中心線より左右両側それぞれ400m以内	トンネル出入口から中央部方向150mの区間
岐阜県	〃	トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心に、トンネル中央部方向に半径400mの区域

<参考> トンネル出入口付近の指定方針

①



②



4. 地域類型当てはめ方針について

(1) 都市計画法に基づく用途地域

類型	基準値	都市計画法に基づく用途地域
I	70 dB	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域（神奈川県のみ）
II	75 dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
指定なし	—	工業専用地域

(2) 用途地域以外

類型	基準値	沿線各県		
		神奈川県	山梨県	岐阜県
I	70 dB	都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域	騒音規制法第3条第1項のうち、 (ア) 第1種区域 (イ) 第2種区域	騒音規制法第3条第1項のうち、 (ア) 第1種区域 (イ) 第2種区域 ※(注)の地域を除く
II	75 dB	—	騒音規制法第3条第1項のうち、 (ア) 第3種区域 (イ) 第4種区域	騒音規制法第3条第1項のうち、 (ア) 第3種区域 (イ) 第4種区域 ※(注)の地域を除く
指定なし	—	河川法第6条第1項に規定する河川区域	1 トンネル区間（トンネルの出入口から中央口方向150mの区間は除く） 2 河川法第6条第1項に定める河川区域 3 規制地域のうち、緩衝帯として設けられている区域または未規制の地域に連続し、住居が存在しない農用地等で、当該自治体の長の意見を踏まえ、通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域	1 トンネル区域（出入口周辺を除く）及び河川地域 2 森林計画又は地域森林計画の対象とする森林の区域、農用地区域（注）

【参考】

※河川法第6条第1項

この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

※騒音規制法第3条第1項

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住宅が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

※騒音規制法の一部を改正する法律の施行について（昭和46年9月20日 環大特第6号）

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのある地域について、法第3条の地域指定がなされる場合においては、原則として次のように用途地域の区分に従うことが助言されている。

- ・第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。（第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域）
- ・第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域）
- ・第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）
- ・第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。（工業地域）